

招集期日 平成23年6月3日(金曜日)

招集場所 入間市庁舎(B棟)5階第1委員会室

開 会 6月3日(金曜日)午後 1時07分

閉 会 6月3日(金曜日)午後 4時33分

出席委員	委員長	駒井 勲	副委員長	金澤 秀信
	委員	安道 佳子	委員	吉澤 かつら
	委員	山本 秀和	委員	向口 文恵
	委員	横田 淳一	委員	小島 清人
	委員	宮岡 幸江		

欠席委員 な し

委員会に出席した事務局職員	都 築 敏 夫	原 嵩 秀 男
	高 山 勇	玉 井 栄 治
	鹿 山 明 美	

△ 開会及び開議の宣告（午後 1時07分）

委員長 こんにちは。それでは、ただいまから議会改革特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△ 報告

委員長 協議に入る前に、去る6月1日に開催されました各派代表者会議の概要を報告いたします。さきの特別委員会で決定いたしました執行部への一般質問に関する申し入れについて、各派代表者会議で協議いただいたところ、申し入れの前に執行部との協議をした上で再度検討したほうがいいのではないかということでした。

つきましては、前回の委員会で協議決定をいただいております議会改革特別委員会と執行部との答弁時間についての話し合いの場を設けることにつきまして、事前に執行部と日程の調整をさせていただきました。

来週の月曜日、6月6日9時半からの議会運営委員会が終了した後、午前11時から協議会の形で実施いたしたいと思っております。執行部から出席者は副市長、企画部長、総務部長、市民部長、福祉部長を予定しています。日程の都合上、委員長におきまして日程を調整させていただきましたが、何かご意見はございますか。

金澤委員 私からいいですか。

委員長 どうぞ。

金澤委員 では、ないようでしたらあれですけれども、まずもう6月6日は、団のほうで会議の打ち合わせをまず入れています、1つ。それが1つです。この後調整するかどうかは別にしても、まず入れているということと、あとこの協議会というのは、どちらの協議会ですか。議会運営委員会の協議会ですか、それとも議会改革特別委員会の協議会ですか、それどちらなのか。

委員長 議会改革特別委員会の協議会。

金澤委員 いいですか。ということであれば、これはこの際ですから、議会運営委員会の委員長、副委員長にもオブザーバーで出ていただいたほうがいいと思っておりますけれども、もし、日時は別にしても、やるのであれば、そのほうがいいと思っておりますけれども、その点いかがですか。

委員長 どうでしょうか。議会改革特別委員会でざっくばらんに答弁と質問を話し合ったほうがいいのかというふうな内容をうちのほうで提案させていただきましたので、それで一応そういうふうな形になったのですが、正副委員長来ていますから、聞いてみますか。

〔(まず、委員の……) と言う人あり〕

委員長 委員の方。

山本委員 一つの方法として、委員長がご提起になったように、議会運営委員会の正副委員長に委員外議員というか、お出ましただいて、合同で会議を開くという方法が1つ。あとは、議運が直前に入っていて、議運のメンバーがみんないるわけだから、連合審査にしてしまうか、連合審査会の形で合同でみんな交えて開けるような形にするか、考え方として2つあると思うのですけれども、議運の委員会にだけ入っておられる委員さんも多分いらっちゃったと思うので、もう両方で一致して、一回で話終わらせるのだったら、連合審査の形をとるのがいいのではないですか。それだったら、たしか基本はこっちで、向こうの人に来てもらう形になるのだと思いますけれども、意思疎通は1回で済むと思います。重複して入っておられる委員さんもいらっちゃったと思いますから、その分からいっても、それだったら、正副委員長の陪席をお願いするのであれば、連合審査会をお願いするのも一つの方法かなと思います。

委員長 どうでしょうか。協議会ですから、かたくならずに、あれだと思いますけれども、正副委員長のほうに聞いていいですか、それとも委員の方でご意見あれば、出していただいて。ちょうど正副委員長さんが見えになっているので、6日、議運の終わった後に一応予定しているのですが、いかがでしょうか。

宮岡治郎議員 もし差し支えなければ、参加してみたいと思います。

〔(どっちの形です、どっちの形) という人あり〕

委員長 委員外議員。委員外議員というか……

金澤委員 合同協議会にするか、正副委員長だけが出る。

宮岡治郎議員 ほかの委員の方の都合もおありになるでしょうから、私自身は傍聴してみたいと思います。

委員長 あれで、協議会だと、かたくならずにあれなのですか、いろいろ、傍聴どうのこうのって、特別委員会のあれではないですけども、協議会でしたら話し合っていていただいても構わない内容になってくるのですか。ちょっと事務局のほうでどうですか。

はい。

議会事務局主幹 協議会についての細かい取り決め、申し合わせ等、特に決まってございませんので、比較的自由に協議はできるのかと思います。

委員長 自由にしゃべっていいということ。永澤副委員長はどうですか。

永澤議員 ここ一、二カ月見させていただいたり、お話ししたりしているのですけれども、実際に6月定例会から変わってくる内容もあるかと思うのです。できれば参加させていただきたいと思います。議会改革特別委員会の委員と、議会運営委員会の委員は、ほぼ同じような委員構成だと思いますが、重複していらっやらない委員はどなたですか。

委員長 玉井主幹、お願いします。

議会事務局主幹 今重複していない委員さんは正副委員長さんと、あと金子俊雄議員さん、以上でございます。ここにいらっしゃらない方です。

委員長 ここにいらっしゃらない方は金子議員さんで、金子議員さんにも一緒に入っていて、では協議会ですから、やるということでいいですか。

〔(いいです) と言う人あり〕

委員長 よろしいですか。そうすれば、委員外議員とか、協議会ですから、別に細かい取り決めはないので、自由に発言していただくような格好になると思うので。

〔(それでいいですか。結論) と言う人あり〕

委員長 では、それで決定させてよろしいですか。

〔(はい、委員長、ですから連合審査会みたいな形になる……) と言う人あり〕

山本委員 協議会の形式だけでも、両方の委員さんがみんな入ってしまっって議論するイメージになるということなのではないでしょうか。

委員長 うん。連合審査会という意味がちょっとよくわからないので、あれなのですから、両方委員さんが入って……

山本委員 みんな入ってやるのですね。

委員長 一般質問等について、ざっくばらんに……

山本委員 やると。

委員長 ええ。議事録もないですから、お話し合いをしていただくというふうなことでやりたいと思うのですが。

山本委員 委員長、私はそれで結構です。

委員長 いいですか。

山本委員 はい。

金澤委員 ちょっと気になっている点がありまして、きょう間違いなく決める、その内容ありますよね。実は、前回決めた一般質問の選択制の話がありますよね、質問時間、持ち時間の話。これが、これは当然次の、来週の議運にかけていただくという前提で理解していいわけですよ。もうこの間、前回決まったわけですから。そのときに、それを、では最終的にいいですよ、まだ入らないのですかということを経験で最終決定はするのだと、そうですね、たしか。そのときに、では答弁時間が長くなり過ぎないようにするべきではないかということも、当然議運でも話出てくるわけですよ、改めて。それを議運で最終的に、その時点で議運で決まったということであれば、改めて協議というのがちょっとどうなのか、まだ議運の決定はわからないのですけれども、そこがちょっと見えてこないというのが1つあるのですけれども。

議会事務局長 執行部とは、一般質問についての意見交換をするという話だけなのですから、その分だけです。

以上です。

金澤委員 意見交換は自由で、それ構わないのですけれども、了解、結構です。

それと、あといいですか、もう一点。

委員長 はい。

金澤委員 実は、ちょっと今回の今の協議会を、話し合いの場を持つということ自体、私は別にいいことだと思っているし、それはそれで構わないのですけれども、話の流れの整理という意味でちょっとひっかかっているところがありまして、どういうことかということ、今回、前回25日に決まった内容を特別委員会で決めました。それを議長に報告しました。議長がそれを代表者会議に報告をされたというふうに聞いています。そこで、代表者会議で答弁の時間のあり方について云々というのは、これは議会運営に関する事なので、私は正直言って議運に直接かけるべきことだなというふうに思ったのです。ところが、代表者会議に諮りましたと、そこで何やら否定というか、ちょっと違うのではないかというような意見が出たというふうに聞いているのです。どうもそこでは最初に、私も代表者会議に出ていたわけではないので、はっきりしないのですけれども、議長が代表者会議にかけたことによって、全会一致の原則がありますから、代表者会議は、では下手するとつぶれたということもあり得るわけですよ、これ選択制なり、答弁の短縮という話は。これは、本当にその整理の仕方によかったのかなと、協議会を持つべきだという、その結論自体に対しては、別に反対するものではないのですけれども、ちょっとそこはどうだったのかなという疑念が残るので、そこいらはどういうふうに考えていくのか、今後。全部本来議運にかけなければいけないものを、全部代表者会議にかけられて、全部全会一致しなければだめだよというのでつぶされていたら、我々の研究して、答申、報告上げたものが、決定が何だったのかとなってしまうのです。そこいらをもうちょっと、我々は我々の中で位置づけというのを決めたではないですか。よく話し合っただけでルール、最初に我々が決めたものを議長に整理してもらってやりますよと。ある意味議長も交えて、それこそ話し合いの場を持って、議長がどういうふうに整理するのも、我々のほうである程度話し合いをして、納得しておかないと、何やら決めました、渡しました、その後どこ行くのかわかりませんとなって、それでいいのかなという気が今回のことでしたので、早いうちにこういうのを整理しておいたほうがいいのかという気がして、ちょっと話長くなって済みません。

委員長 言っている意味はわかるのですが、私自身、いろいろやっていく中で、多数決で決まることは決まってくるのですけれども、いろいろな人がいるので、その中でやっぱりなるべく多くの人の合意を得ながら議会改革というのは進めていかなければいけないと、ましてや一般

質問等についても、それぞれ個人のいろいろな思惑があったり、自分自身の考え方があったり、大変重いものだと思うのです。ですから、正直言ってそれぞれの委員さんがそれぞれの会派の代表としてある程度の思い、認識を持って出てきていることはいるのですが、それでもなおかつまだそれがすべて全部一任で、すべてが全部オールそこで決定したことについて、一任を与えられてはいるけれども、なかなかこれは難しい問題も含んでいると、そういうふうな中で、やっぱり議長のほうとすると、想像ですが、代表者会議にかけてこういうふうなことになるけれどもというふうな形にしたのではないかと思うのです。その辺、そこから先は議長判断ですので、私もただそういうふう思うだけなので、その辺のところはよくわかりませんが、また正式決定していくとなると、いろいろ議運とか、そういうふうな中にも入っていくわけですけども、ただ皆さんの意見というのは、ここは決定の場ではなくて、調査研究で、皆さんの意見を出し合って、この委員会ではこういうふうに決まったという場なのです、とりあえずは。ここで決定されたものがすべて行われているというふうな、この委員会の自体が、そういう立場ではないような気がするのです。

〔(だれもそんなこと言ってないじゃないですか。だれもそんなこと
言ってませんよ) と言う人あり〕

山本委員 副委員長のおっしゃるご懸念はごもっともで、最初にルールを決めるときに、私も一部指摘申し上げたところであったと記憶をしています。

ただ、今回の件に関して、議長が議長ご自身の思惑があってされたことではないというふうに理解はするのですが、今後中期、長期のほうにはかなりセンシティブな話も入っていますから、そういった部分の中でどうやって決めていくかという部分は、とにかく今日の前にこれとりあえずここで決めてしまわないといけない案件があと4つ、5つあるようですから、それはそれでやってしまうとしても、どこかで一度その部分は整理をしないといけないのかなというのが感想として1点はあるのですが、ただこの委員会は、法令に基づく法定の委員会ですから、基本的にはここは議決権も持っているし、本会議への発議権も持っています。代表者会議について、今のところ法令上の決めは全くありませんから、任意の調整機関ですから、ここで決めたことについては、基本的にはほかの委員会の本委員会諸会議の中でも、この決め事は尊重していただかないと、ここで議論していることの意味がなくなってしまう。外へ出した途端に拒否権ゲームで、違うことで、もうだめにされてしまうような話になってしまうのだと、ここで時間かけて、ここまでの何回かの議論の中で、相当皆さん突っ込んで議論されていることが、この会議体の外を出た途端に、違うことでがちゃっと180度ひっくり返ってしまうような話になるのだとしたら、それはせっかくここで議論しているのに、もったいないねという話だと思います。

せっかく特別委員会をつくって、方向性を決めて、交渉会派の皆さんに出てきていただい

てやっているわけだから、ここの決め事を尊重してやっていただくと、代表者会議でもそうだし、議会運営委員会でもそうだと思いますけれども、ここでの決め事を尊重していただくのだという、議会総意に準じるものとして尊重して、必要な手続をお願いするという形で位置づけを整理しておかないと、ここで時間かけて一生懸命議論をしていることが、外へ出た途端に違う人にある日突然、いや、そんなこと聞いていないとかでひっくり返されてしまっ
ては、ではやっていられないですねというのは正直あるかなという感想もあります。

ただ、委員長おっしゃられたとおり、センシティブな問題で、5対4で押し切るようなことを余りやるべきではないだろうなということも片方では理解をしていますから、できるだけ広く合意がとれるような、丁寧な議論をここでやるということが必要であるということは、前提として申し上げておきますけれども、最後はどこかで決めなければいけませんから、その決めるのは決めるとして、粛々と決めるときは決めなければいけませんけれども、そういった部分で、議事の丁寧さの部分と、あとただ決めたことは、やっぱりほかの機関、いわゆる委員会や諸会議の中でも、ここでそれだけ丁寧にやったのだから、結果は尊重してくださいということで持っていくようにしたほうがいいのかという、今後の問題として印象はちょっと申し上げておきたいと思います。

向口委員 最初の議論が始まったときから、このことに関しての似たような意見は逐一出ていたような気がするのですが、そもそもこの委員会の位置づけということもあるのですが、決定したことを、その後どのように決定されて、どういうふうな道筋で最終的に結論を出されるのかというところが、何かあいまいだったような気がするのですが、もう一回、私だけが認識していないのかもしれませんが、もう一度その辺を確認したいと思うのですが、どうでしょうか。どういう道筋で決まっていくのか。

議会事務局長 その件に関しては、以前にご説明したような気もするのですが、ここで決定されたことを代表者会議なり議運なり全協なりでもう一度審議して、そこで正式に決めるというような話があったかと思いますが。

向口委員 それでは、この後に続く会議ありますよね。そこでは、どのような決め方をされるのですか。どういう順番といいますか、最終的にどこで統一を図るのでしょうか。

議会事務局長 今の流れでは、先ほど議論されていたようなことは、ちょっと明確に決まってい
ないのですが、この結論を議長に報告する、議長がそれに基づいて代表者会議にかけるというルートになって、今はそういう形でやっているのだと思います。

〔(えっ、代表者会議にかける) と言う人あり〕

議会事務局長 かけているわけですね。

〔(代表者会議、または) と言う人あり〕

議会事務局長 または議運ですけれども、今回の件については、代表者会議にかけたということです。

〔(今回の件ね) と言う人あり〕

議会事務局長 ええ、そういうことです。

向口委員 済みません、それで、またはということは、どちらでもいいということなのでしょうか。

議長采配で、どちらかにかけていいという、もうそれは議長の判断ということでよろしいのですか。

〔(はい、それについて) と言う人あり〕

委員長 はい、どうぞ。

金澤委員 それを今話をしている。だから、それは議長は、それ勝手に自分の好きこのみでやるのでは、思惑でやるのではなくて、内容に照らし合わせて、議運マターなのか、議運にかけなければいけないのか、申し合わせ事項のというのだったら、代表者会議で決めて、今までの通例があるので、代表者会議なのかは、過去の慣例と内容に照らし合わせて振り分けていただくと、公平、原則、慣例、それを重んじながら振り分けていただくと、それ決めですよと、当然ですよと我々は思っているけれども、今回ちょっと私個人とは、考えというのは違う方向に走っているの、これは一回議長と委員会とで話し合う必要あるのかなということを私は先ほど申し上げたということです。

向口委員 そうだと思えるのですけれども、その辺というのは、非常に要するに議長の考えいかんでやっぱり決まってしまうということで、もちろん、だから何かすごくあいまいだと思えるのです。議長というのは、それだけの権限があるのかもしれないですけども、その辺が何というのだろう、では権限を預けたのだから、議長の言うとおりでいいではないかということも言えるし、いや、そうではない、その辺がこちら側と思惑が違うから、どうなのかとなってしまうのもどうなのかって、その辺がちょっと私、申しわけない、はっきりその辺が、要するに議長采配でどの会議にかけるかで、方向性もやっぱり変わってくるわけですから、その辺がどうなのかなというのを。

〔(だから、話し合いましたよっていうんだ) と言う人あり〕

山本委員 向口委員さんおっしゃることのお気持ちはわかるので、1つ考えると、振ってほしい先をこれから明示するか、ただそれもそれで、議長の事務処理権みたいなところから考えると、余り好ましい話ではないと思います、方法としてはあるけれども。

ただ、片一方で、今おっしゃられたように、要するにここがあくまで単純な調査研究機関で、ワーキングチームみたいなものであるという位置づけでスタートしてしまうと、ここで、ではこういう方向がいいよねという話で、ではこういう方向でやってみようというので決めたとしても、それを議長にお返しをした時点で、議長がフリーハンドを持ち、かつ議長が拒否権を持って、それで振った先の会議でまたそのところの構成委員の皆さんが拒否権を持つという話になってくると、二重三重で、うちの会議の手離れたところで山を越えなければい

けなくなるわけです。そういう形になってくると、やっぱりここも法定の委員会で、人数、交渉会派の案分で、人数比例で出てきていて、民主主義のルールに基づいて決めてあるのだけれども、特に代表者会議に関して言うと、協議調整の機関であって、人数比例で出していないし、ゆえに全会一致ということで、より高いハードルかけてやっているわけです。そういう形で決めていける性質のものといけない性質のものと、ここでの議論の結果次第で出てくるわけですから、その部分についてどういうふうにするのか。フリーハンド、当然議長の指揮権みたいな、議長の事務整理権みたいなものをそれ最大限尊重するということであるならば、ここの決めに尊重してやっていただくということについてご理解をいただかないといけないし、余り外で、ここの委員会の構成委員でない人が根底からひっくり返すようなことというのは、やっぱり余りよろしくない。ここで議論していることの意味がなくなってしまうから、その部分はやっぱりちょっと、もしあれだったら、議長さんと正副委員長で整理をしていただいたほうがいいのかないかなという気はします。

委員長 　いずれは整理しないとイケないのですけれども、いろいろあればどんどん出していただいて。

宮岡幸江委員 　ごめんなさい。もう時間もあれなので、正副委員長と議長で一度お話し合いをしていただくということでよろしいのではないですか。

委員長 　そうですか。わかりました。

では、そういうふうなことで今話が出ましたので、正副委員長と議長のほうでいろいろ話し合いを持って、今後の進め方等、いろいろ協議させていただきたいと思います。

それでは、次に進んでいきたいと思います。いいですか。

〔(6日の午前11時)と言う人あり〕

委員長 　6日午前11時に行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔(はい、いいね)と言う人あり〕

委員長 　では、済みません、11時から6日の日、行いたいと思います。よろしくお願いします。

△ 議事

委員長 　それでは、これより議事に入ります。

次第により進めていきたいと思います。

本日は、短期の検討課題の中から、持ち帰りとしております検討課題について協議願います。

まず、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の全面公開について協議願います。

前回の特別委員会では、傍聴規程をワーキンググループで調整することになっております。資料2にワーキンググループ案がありますので、説明をお願いいたします。

副委員長、お願いします。

金澤委員 前回皆様にお配りさせていただいた議会事務局の最初の素案から、それとみらい市民クラブさんから出されました案を、それぞれいいところを組み合わせまして、議会事務局案をベースにはしたのですけれども、変更を加えて、今お手元にお配りしてある最終案としています。

主な変更案が、太字になっている第2条、第3条、第4条と、あと次ページ、後ろのページの第7条の(7)項と第9条について主に変更がかかっています。

その変更の結果というよりも、変更過程での裏づけの意味、裏の意味というか、これについては、事務局のほうでそれぞれ説明していただきたいと思います。

議会事務局主幹 それでは、前回の事務局案と見比べていただきまして、変更点を説明させていただきます。

まず、第2条、傍聴人の定員というところなのですが、前回は手続が第2条で、定員を第3条としておりましたが、定員を先に明記したほうがわかりやすいだろうということで、第2条に定員を持ってきました。定員につきましては、前回は「20人とする。」ということで、言い切り型でございましたけれども、これを「15人とする。」としまして、ただし書き規定を設けまして、「ただし、委員長が特に必要であると認めたときは、当該定員を超えることができる。」ということができる規定を盛り込んだものでございます。現実的には、この委員会室を見渡していただければわかりますとおり、20人ぐらいがマックスかなという意味合いもございまして、15人ということで、ちょっと最初の基準を減らしたところでございます。

それから、第3条、第4条あたりもそうなのですが、前回の事務局案はちょっとくどいような言い方が多くて、議員を除くであるとか、含むであるとか、細かく書いたつもりが、かえってわかりづらかったと思われまので、すっきりした形にさせていただきました。第3条では、「傍聴受付票に住所、氏名を記入する。」ということを書いておまして、第4条につきましては、前回は細かくなっていたのですけれども、箇条書きでなっていたような形なのですが、もう原則受け付け順ということで、ただ開会10分前に定員を超えた場合は、くじ引きをして、その抽せん結果に基づいて傍聴者を決定するというような1項にまとめてございます。

それで、第4条第2項のところに、議員についてのことをはっきりさせようということで、「議員は、前条及び前項の規定にかかわらず、傍聴できる。」ということです。これはどういう意味かといいますと、第2条の定員のところには議員はかかわってくるわけです。第3条と第4条第1項ですから、傍聴受付票にお名前を記入するとか、くじを引くとか、そういった項目は除かれて、原則というか、議員については必ず傍聴できるということを明記した形になります。これでかなり前回の規程よりはすっきりして、わかりやすくなったのではな

いかなと思われます。

それから、裏にいきまして、第7条第7号、(7)なのですが、「撮影又は録音をしないこと。ただし、特に委員長の許可を得たときは、この限りでない。」というのを、この第7条の禁止事項等の守るべき事項、こちらに列記する形に盛り込んでしまったということです。以前のは1条建てにしておりまして、この条だけ特別に条建てしてあったのですけれども、並べてみますと、特に禁止事項で同じようなことは並んでおりますので、ここに含めてしまっても問題ないだろうということで、(7)としてここに入れてみました。

それから、第8条のところの「職員」というのがゴシックになっているかと思うのですが、ここは以前「係員」という古い表現で、今係員という言葉は、役所の中でもほとんど使いませんので、これは職員に改めさせていただきました。

それから、最後の第9条のところなのですが、前回では「条例第19条第2項の規定により、退場を命ぜられたとき」という言葉があったのですけれども、そういった条例に基づいてこの傍聴規程をつくっておりますので、改めてそこをまた引用しなくても、当然のことですので、そこはカットしまして、秘密会の議決があったときは、速やかに退場しなければならないという一文に改めました。

ちなみに、第2項でも退場させることができるとうたっておりますので、先ほど申し上げました条例の引用文は必要ないのかなという判断で、この辺もシンプルにしたつもりでございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

金澤委員 今の説明の中の補足をさせていただきます。

第2条なのですけれども、なぜこのただし書きを入れたかというときに、例えば合併の問題とか、保育所の民営化の問題とかで、非常に市民の意見が割れるような話とか、かなり傍聴者が最初から見込めるようなときには、場合によっては当該委員会室を第4委員会室にしたり、全協にしたり、部屋を変えることもあり得るだろうということで、そのときには定員数がかなり変わりますので、そういう意味で、自由に、そのところ、ちょっと柔軟にしたという意味で、ただし書きを入れました。

第3条なのですけれども、傍聴受付票ということで、前回市民クラブさんからは、傍聴券の整理券的なものを発行したらどうだというような話があったのですが、実際問題、現在も多い場合には、事務局のほうで整理券的なものをつくっているということなので、それは明記はしないでいいでしょうというふうにさせていただきました。この傍聴受付票なのですが、現在は連名になっていて、1枚に何人も書くようになっているわけです。そうすると、だれが来たとか、住所とかの個人情報の点で問題あるだろうということで、今後は個票、1人1

枚のカード式にするというような事務局からの話もありました。

4条の2項で、「議員は、前条及び前項の規定にかかわらず、傍聴できる。」という規定は、もう一段よく説明させていただくと、つまり10分前に来れば、もうくじ引きしなくていいですよと、基本的に入れますよということ、あとなおかつ第2条では定員には定まっていますけれども、例えば15人になっているけれども、議員がおくれてきた場合、どうしてもという場合には、では16人目の、委員長が認めれば、議員も入れますよと、できるだけ柔軟に、議員については、市民を代表して来ているわけですから、入れても、傍聴をできるだけ認める方向にしようという意味があります。

それと、第9条なのですけれども、秘密会を開く議決あるときは、速やかに退場しなければならないというふうに、秘密会の規定になっています。ワーキンググループでの話し合いで出たのが、一回協議会に、暫時休憩して協議にしますよね。そういうときに、どうしても正式な委員会の席では議事録が残ってしまうので、個人名の話とか、個々の具体的な個人情報に関することはどうしても言いづらいつと、そういう意味で暫時休憩してもらって、協議会の中でそういう話をする場合もたまにあるわけです。そのようなときに、では協議会にしたから、では出ていってくださいというようなわけにもいかない場合がありますね、傍聴人が多い場合に。そういう場合にはどうするかというのが話が出たのですが、そういう場合には、では委員が逆に別室に行って、休憩中ということですから、別途協議をするのが望ましいのではないかと、ただそれはあえて明記する必要ないよねと、休憩中の話ですからというような話でまとまりました。ということを皆さんにご報告させていただきたいと思います。

以上です。

委員長　　そういう内容ですが、何かご質問等ありますか。

議会事務局主幹　　ちょっと説明少し漏れてしまいました。第4条の規定なのですけれども、前回の案のときには、特に請願等のイメージで、会議の途中、9時半の開会、1発目の議題ではない場合のことを想定して、開会後の特定の議題に対する云々という条項を設けておったのですけれども、それもあえてここではとってしまいました。というのは、ですからなるべくそういう議題、主に請願とか、世論を二分するような条例案ですとか、そういったものが出てくる場合だとは思われますけれども、なるべくそういう傍聴人が最初から多いことの見込まれるような議題は、委員長の判断で先に、朝一番の議題としてやってしまったらどうかというようなことも、当然委員会ですから、委員会ないしは委員長の判断でできるわけですから、あえて会議途中の特定の議題に対する云々という条項を入れておかなくてもいいのではないかとというような話で、その会議、委員会運営のほうのある意味では議会改革というか、そういったことで考えていければいいのではないかなと思われましてということをちょっと付言したいと思います。

以上です。

委員長 ほかにありますか。

はい、1点。

金澤委員 はい、どうぞ。それでは、委員長、おりるね。

委員長 はい、おりて、お願いします。

秘密会を議決があったときはということ、休憩中にほかの部屋で協議会を開いて、いろいろ話し合うという、その辺の整合性というか、協議会だと何も、議事録が残らないとか、そういうふうな内容になりますよね。その辺の整合性というか、秘密会と協議会とはどういうふうに分けるのか、その辺のところを。

金澤委員 では、事務局から答弁できますか。

議会事務局主幹 基本的には、秘密会というのは、正式な委員会の位置づけで秘密会の議決をしている。協議会というのは、もう全く先ほどのお話もありましたように、任意というような位置づけになってくるかと思えます。ですから、そこで判断ができるのかなと思われそうですけれども。

以上です。

金澤委員 よろしいですか。

委員長 そうすると、その協議会では、別に議事録は残さなくてもいいというふうな内容でいいのですか。

議会事務局主幹 それも担当書記のほうで判断して、簡易的な会議録のようなものをつくってあったり、いろいろな要点筆記とか、協議会のほうは全くつくらなかったり、いろいろなパターンで対応しております。

ただ、秘密会のほうにつきましては、会議規則の第49条で秘密会の議事の記録は公表しないとなっていますけれども、ですから記録自体はつくると思われますけれども、公表の対象にはならないという形になります。

以上です。

金澤委員 よろしいですか。

委員長 そうすると、その判断は委員長判断で、秘密会にするとか、協議会で別室でやるとかというふうなことで進めるということでもいいのですか。

議会事務局主幹 委員会条例の第20条で、委員会はその議決で秘密会とすることができるということで、委員長の独断というわけではないです。委員会で議決してという形です。

金澤委員 よろしいでしょうか。

委員長 はい、わかりました。

金澤委員 委員長の席をかわります。

委員長 それでは、引き続き協議を行いたいと思います。何か質問がありますでしょうか。ないでしょうか。

〔(なし) という人あり〕

なければ、委員会傍聴規程については、原案のとおり決定させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 それでは、決定させていただきます。

次に、傍聴者への情報提供の拡大検討についてを議題といたします。各会派より報告をお願いいたします。

最初に保守系クラブ、お願いいたします。保守系クラブ。前回一応共産党さんが持ち帰りしていたのですよね。

〔(だから、もう共産党さんだけ言ってもらえばいいんじゃない) という人あり〕

委員長 共産党さんだけ言ってもらえばいいですか。

〔(いいよ) という人あり〕

委員長 では、お願いします。

安道委員 基本的にはもう出せる、前回この資料提供についてはどうなのかといろいろ議論があったかと思います。今の段階で出せるものを出していくというふうなことで言うと、これまで執行部から出されていたような、そういった形のもので議会をわかってもらうというふうなことで出していくということではないかというふうなことでしたけれども、届け出を出す出さないというふうな話もあったようですね。

委員長 うん。

安道委員 それについて、特に必要がないというふうなことでまとめましたけれども、こちらのほうで。

〔(必要ないって) という人あり〕

安道委員 はい、出さないと。

委員長 総括質疑についての届け出は、出す必要がないと。

安道委員 こちらのほうではですね。

委員長 共産党さんでは。

安道委員 はい。

委員長 というふうなことなのですが、いかがでしょうか。いかがでしょうかといってもあれですよ。この間は、執行部でつくった勉強会の資料を出すということと、あと総括質疑のときに通告を出しているのだから、その通告についても資料として出したらどうかということと、

あと執行部でつくった資料でなく、議員でつくった資料を出したらどうかというのとか、いろいろ出ていましたですね。今共産党さんからは、持ち帰りになっていた総括質疑についての届け出は、出す必要ないのではないかというふうな話だったのですが、ほかの会派ではその辺のところはどうでしょう。出したほうがわかりやすいとか。

横田委員 一応この前お話ししたのと同じようにはなってしまうのですけれども、総括質疑のどういふことを質問していますよということ、それを傍聴に来た方にお見せするというのが一番わかりやすいのではないかなというふうに思うのですけれども、それは総括質疑の場合の話ですけれども、開会日のときとかはまた別ということになるのかもしれないのですけれども、それ総括に関しては、やはりそれは見せたほうが。

委員長 はい、共産党、安道委員。

安道委員 それぞれ項目ありますけれども、一応想定して出すわけですね。現実的にはその場に行って、各会派がいろいろやって、こちらが一応は出していたものでも、どんどん変化するわけですよ。当初は出していたけれども、さっき、うちなんかは順番でいきますと最初ではないですから、いつでも最初の多数の会派からいくわけですから、だからそれ通告していて、何だ、やらないではないかというふうなケースも出てくるわけです。かえってわかりやすいのではなくて、混乱するようなことにもなりかねないわけですね。それは、その場で見ていただくのがいいのであって、むしろ市の財政がどうなっているのかとか、市政全般をわかるための資料提供して、あとはその場で見ていただくというふうなことだと思うのですよね。だから、通告、仮にそれをやったとして、かなり現実には変化していることもあると思います。だから、それではかえってむしろ混乱を生じてくるし、誤解も招くのではないかというふうなことなので、そういうふうな形でこちらは提起します。

横田委員 確かに予定どおりいかないこともあると思うのです。ただ、それはだからあくまでも予定ということでお見せしていただければ、問題はないのかなというふうに思ったりはするのですが、予定表というか、その日の議事のです。

金澤委員 もう一回整理させていただくと、前にもお話ししたのですけれども、開会日の資料、つまり議案ですね。執行部が説明する議案の資料と、それを受けて、総括質疑のときの資料と2種類あるわけです。今皆さんがどうも話をしているのは、総括質疑のときの資料の話にちょっと偏っているのかなとですね。例えば、では開会日に来たときに、今回の道路認廃の問題が出ましたけれども、今回も小谷田とか金子とかあっちのほうに話出ていますよね。では、開会日に来た人は、正直言って、藤沢の人が来れば、あちらの地図が何もなければ、資料がなければ、どこの話をしているのだと全くわかりませんよね。そういう見方をすると、議案書をやっぱり何部か用意して、部数はわかりませんよ。3部なのか5部なのかわかりませんけれども、それを傍聴席まで持ち込んで見れるほうが、まずは一番話早いのか

など。ただ、予算議会のときに、3月議会のときはちょっとまだあれですけども、少なくとも議案書、通常の条例改正程度、あれはまず議案書がなければ、地図がなければ話わからないだろうと、そっちの話と今言ったような総括質疑については、出せないものもあるし、前に言われてしまったので、もう取り下げるものもあるし、前の大きな会派が言ったもの、先に言ったものを継いで、追加でその場で、ではそれはどうなっていますかというのもこれはできるわけですよ、現在は。だから、ちょっと分けなければいけないのかなと、総括質疑と開会。だから、そういう意味で、きょうはもうそこを整理していないと時間がいかないので、申しわけないですけども、今回はこれは短期的にはもう議論できないので、9月議会以降に回したらどうかということ提案させていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

委員長 どうでしょうか。

〔(はい、いいです) と言う人あり〕

委員長 いいですか、9月議会以降ということで。

資料提供については、保留をし、9月議会以降、中期の中で検討していくということで。

山本委員 結論として、充実の方向性について、継続で議論いただくという点については、それで結構ですけども、ただ当座最低限できることとして、せめて議案書ぐらいは中へ持ち込めるようにしてほしいし、冊数はちょっと考慮していただきたいというふうに思います。そこだけは多分合意いただけるのではないのでしょうか。最低限、今ここにある議案書ぐらいは何とかしましょうよ。それで、あと追加でさらに充実させようという部分については、継続で結構ですから、その部分だけちょっと何とかならぬものなのでしょうか。

委員長 というふうな話が出てきましたが、ご意見をお願いいたします。

金澤委員 まず、ちょっと事務局に確認なのですけれども、無理のない範囲内で、当日実際、今のこの現状で、まだPRも何もしていない状態で、開会日に傍聴人が何名来ていただけるかわからないのですけれども、無理のない範囲内で何部用意できますか、議案書一式を。

議会事務局主幹 執行部のほうから議案書をいただいているのですが、予備の分も多少はいただいているのかな。現行の、だから執行部からいただいている部数で対応できるのは、3部程度かなとは思っているのですけれども、これは場合によって執行部のほうに申し入れして、執行部のほうがオーケーということであれば、5部用意したり、10部用意したりと、それはこちら側の意向で、可能かどうかわかりませんが、意向を伝えることはできると思っておりますけれども、現行もらっている部数の中で対応するとすれば、二、三部がいいところかなとは思っています。

金澤委員 まだPRして一気に押しかけるとというのが想定できない以上、経費の問題もあるので、今の話から、では余った分、25部いただいて、22人がいたら、3部なら3部を、では傍聴受付

のところに置いておいて、持ち込みはできますと、ただ持ち帰りしていいかどうか、まだ話は決まっていませんので、とりあえず持ち込みはオーケーなの、その残りの部数、2部か3部かわからないけれども、部数については、では当面していくというので皆さんどうですか、委員長。

委員長　今そういうふうな話が出ましたが、ちょっと話を戻させて申しわけないのですけれども、あれは今の段階ですと、外に出ている資料は、中には持ち込めない形ですよ、確認ですが。

議会事務局主幹　1部受付カウンターのところにおいてありまして、持ち込みは認めておりません。以上です。

委員長　そうでしょうね。その辺を、だからまず1点目として、持ち込みを認めるかどうか、それが1点目にあって、2点目としては、だから部数が多くなればなるほどやっぱり経費がかかってくるし、その辺のところをどうするかという2つあるのですが。

〔(いや、だから予備の部分……) という人あり〕

委員長　今の段階では、予備の部分でどうでしょうかというふうな話ですよ。

山本委員　ただ、当面、今のところ、初日の開会日の提案説明でほとんど見えている方がいらっしゃる状況からのスタートであることを考えると、総括質疑についても非常にお見えになる方が、西武婦人会さんのように継続的にお見えになっているところで日が当たれば来ていただいているというぐらいですから、当座今手元にあるところで対応をしておいて、徐々に傍聴される方がふえてきた時点で、また別途考えればいい話だと思いますので、今は手持ちの分で始めればよろしいのではないのでしょうか。そんなふうに思います。

委員長　どうでしょうか。

小島委員　今山本さん言ったように、一応中期的に考えるということが先ほど前提としてお話が出たので、それで今人数も確かにゼロというのが続いていると思います。ですから、余ったやつで見て、持ち込みはある程度許して、それでその資料に関しては、終わった時点で返すというような方法をとったらどうでしょうか。

委員長　今そういうふうなご意見が出ました。事務局のほうはどうですか。その辺の不都合はあるかどうか。

議会事務局主幹　特には今ぱっとは思い浮かびません。

委員長　そうすると、例えばだれかが来て、あっちの人は持っているけれども、私はないのだけれどもと言われたときに、対応が、例えば1冊は残しておかないと、このコピーをとりますから、それでどうですかとか、3部なら3部あるわけでしょう。そのうちの一部は残しておかないと。

〔(事務局は、また別にあんでしょう) という人あり〕

委員長　いえ、傍聴に来た人が、傍聴人、前の人は持っているけれども、私は何の資料もないので

すかと言われたときに、どうするかということが出てくると思うのです。そういうとき、今の状況では1部は残っているから、その1部について、これをコピーしますから、必要な部分あったら申し出て下さいということで、コピーはとれるわけですね。

議会事務局主幹 コピーを欲しいと言った場合には、庶務課というか、市政情報コーナーに議案は必ず告示後置かれていますので、そっちに行ってコピーしてくださいという話になると思います。傍聴で、あそこでその場で我々がコピーしますからという対応は、ちょっとあたふたとしますし、時間的にも難しいと思います。ですから、例えば3冊用意しましたら、来た人に持ち込みもできますというPRした、いいですと言われれば置いていかれるし、持って帰られる場合には、後から来た人には回し読みというか、提供して下さいというようなことを伝えておく必要があるのかなと思います。ですから、3冊用意すれば、3冊中に入ってしまうえば、もうあとはないというような状況になってくるのかなとは思いますが。

以上です。

金澤委員 これであれなのですから、ちゃんと今回変えるわけですから、3部ですと部数に限りありますから、皆さんで共通でご利用くださいというのをきちんとやっぱり札を表示して置いておけば、私はもう十分それでいいし、改めてそれでコピーをするというのは、経費を含めて別な話ですから、それはちょっと今回は委員の検討しなくていいのかなというふうに思います。

山本委員 だんだん話膨らんでしまって、ちょっと恐縮なのですが、これ議案書の持ち込み対応を本会議で認めるということでいけば、同じロジックでいったら、委員会でも貸与できますよね、このぐらいは、3冊貸与してお返しするというのを。委員会も傍聴を原則これ自由にするわけだから。

〔(まあ、そう) と言う人あり〕

山本委員 そこまでは拡大できますか。同じセットを持ち回りする話になるのだと思いますけれども、1日1委員会なのですから、不可能ではないと思うのですが、その辺はどうですか。委員会審査でも手元があればいいというのは一緒だと思うので。

委員長 その辺はどうですか。ただ、傍聴人で、片方は持っていて、片方は持っていないとかという事態が当然あらわれますよね。

〔(それ本会議でも一緒でしょう) と言う人あり〕

委員長 本会議でもそうだし。それで、全部3部あって、受付で全部持たせてやったら、きょうは何の会議を、どんな内容の会議をやっているのですかと聞かれたときに、いや、中にみんな資料が入ってしまっているから、わかりませんということでも困るような気もするのですが。

〔(何の、それ、どういう意味ですか) と言う人あり〕

委員長 例えば傍聴人が本会議に来るではないですか。そのときに、きょうはどんな内容をやって

いるのですかと傍聴の受付のところで聞いたときに、資料がみんな中へ入っていたら、きょうは何やっているかということは……

〔(資料は関係ないでしょう) と言う人あり〕

委員長 資料持ち込みしてしまっていていいわけでしょう。3部なら3部あって、それ持ち込み。じゃ、ちょっと、はい。

金澤委員 整理する。ちょっと余り、委員長、そうやって混乱されると困ってしまうのだけれども、受付側に資料が置いてあるから何かわかるのかなんとかというのでは、実態としてないと思うのです。もしそれを言うのであれば、傍聴の受付人の受付のところに、本日の議題なら議題というのをそれこそポスターで、きょうの議題は例えば23年度予算の審議とか、そういうふうの説明書きを加えればいいわけであって、資料云々がどうだこうだを決めるわけではないと私は思うので、その点は心配しなくていいのではないかなというふうに思うのですけれども。

山本委員 今副委員長おっしゃったとおりで、私たち、常任委員会の議事次第書は皆さん委員会招集前に配付されていますね。この順番でやりますと、何々の議題についてとかといって順番に議事アジェンダが文書で配られていると思うのですが、あれを置いておけばいいのではないですか。市道認廃とかだったら、A何号線とかと書いておけば、大体どっちのほうの道路ですわみたいな話は多分ご説明いただけるのだと思うので。

委員長 その資料も全部、だから貸し出してしまっていていいのかどうかという話を私はしているのですけれども。1部ぐらいは残っていないと弱るのではないのかという話をしているだけなのですが、本会議場でね。本会議場で3部なら3部あって、全部貸し出ししてしまっていて、受付に来て、傍聴に来た人が、きょうはどんな会議をやっている、内容はどのようなのですかという、ここにあるこの資料を見てくださいと今までだったら言えたのが、全部貸し出してしまったら、それは言えないのではないですかということを行っているだけなのだけれども。

山本委員 では、委員長のおっしゃるのは、要するに受付のところにサンプルを1部置いておいたらどうかというご趣旨のことですよね。

委員長 そう。そうです。大したことではないのですけれども。

山本委員 いえ。サンプルを置くのであれば、では貸せるのは2部ですねということになるのだらうなということだと思いますよね。運営上どうするかという話だと思うのですけれども。

委員長 大したあれではないのですけれども。

山本委員 傍聴者が3人以上になれば、そこで悩まないといけないということになるのだと思うのですけれども、現状ほとんど当面は心配しなくていいのかなという気も……

委員長 そのところは事務局、どうですか。

議会事務局主幹 その辺の部数については、事務局に任せただければと思うのですけれども、今

委員長の言われることもわかります。ですから、持ち込み不可の受付閲覧用のを1部用意し、あと持ち込み用を2部になるのか、3部になるのか、手持ちの部数で対応させていただければと思います。中に持ち込みのものには、かがみをつけて、これは傍聴者全員で共有で見てくださいというようなことを、メッセージを入れておけばよろしいのかなとは思った次第でございます。

以上です。

委員長 はい、わかりました。そうすると、持ち込みをさせてもいいということでとりあえずはよろしいでしょうか。

〔(委員会も含めて) と言う人あり〕

委員長 委員会も含めて。

〔(はい) と言う人あり〕

委員長 ちょっと待ってください。委員会は委員会で、またどうなのですか。

山本委員 本会議での総括質疑なり議案説明を聞くに当たって入り用であるということは、常任委員会の審査を傍聴された方にとっても入り用ですよ。特に都市経済常任委員会で道路認廃の話をするときに、図面がないという状況で今見いただいているわけですから、ほとんどお見えにならないですけれども、もしお見えになったとしても、今の状況では市道A三百何十何号線がどうなってこうなってという話をそらで聞いているという状況になるわけですから、それで考えたら、せめて配られている公図なりなんなりぐらいはあったほうがいいのかろうなと考えるとしたら、同じ委員会の日に本会議が開かれることないわけですから、現状うちの議事運営の中では、それでいけば、本会議用にとってある分を、そういうのは委員会に回してくれればいいわけですよ。1日1常任委員会なのだから、分けることも予備日でせっぱ詰まらぬ限りはないわけですから、それでいくと、通常の運用の中でできるだろうということだと思いますので、最後重なったときにどうするかというのはあると思うのですけれども、並行審査みたいな話になってしまったときに、予備日使って、そこはまた別途考えればいいのかと思うのですが、原則配られる限りはお貸しするというので、ここで決めてみて運用してみたらいかがでしょうか。

委員長 今私が余分な内容でちょっと時間を費やしているような感じもありますけれども、というのは、例えば本会議場だと、あれは50人ぐらい入るのですか。50人ぐらい入るところで3冊なら3冊で、もうこれしかありませんからということで話はできますから、50冊用意することはちょっと不可能ですから、できませんというお断りはできるけれども、委員会で例えば五、六人入ったときに、では2冊しかないからどうのこうのということで、それでおさまればいいのかも思いますが、そうではなくて、15人入れるのだから、15冊用意してくださいとかというふうな範囲が広がっていく危険があるから、そのことだけちょっと、今の範囲では現

行の範囲の中でできる内容で資料提供すればいいということでもよろしいですか。2冊ではなくて、5冊、10冊とふえる危険がないようにというふうな話の内容だけです。では、そうすると、現行の中で、事務局で用意できる内容を用意して、本会議場、また委員会で資料提供していくということでもよろしいですか。

〔(はい) と言う人あり〕

委員長 それでは次に、費用弁償の撤廃について協議願います。

それでは、各会派より報告をお願いいたします。

横田委員 費用弁償の撤廃なのですけれども、保守系クラブで話しまして、費用弁償に関しましては、議員の報酬とか議員の定数を絡めてというか、同じ、一緒に報酬とか報酬審議会とかまた別に、議員は議員で市民にこれだけの報酬をもらっているというのをきちんと説明できるようにすべきですし、要は報酬、これ多いのか少ないのか、こういうのを報酬をひっくるめて、費用弁償も今後どうするのかという形で検討していったほうがいいのではないかとということになりましたので、あえて費用弁償だけ別に早目にやらなくてもいいのではないのでしょうかということで、ちょっと中期的に考えてもらえればということです。

委員長 次に公明党さん。

金澤委員 これについては、当初の各会派からの提案のときにご説明させていただきましたけれども、確かに費用弁償と議員報酬のあり方を含めた話というのは、非常に大事な話だとは理解しています。しかし、今回なぜ短期にこれを持ってきたかというところは、この特別委員会を含めて、今年度はほかにも2つの特別委員会もあり、さらに常任委員会の月1回の開催なども提案させていただいている中で、費用弁償が膨らんでしまうおそれが非常に大きいということで、今の震災を受けた経済状況の中で、議会費の補正増を12月、3月に上程されるのは、市民感情から考えていかなものかという思いがあるので、これはできるだけ早くに結論を出していきたいなという思いがあります。確かにおっしゃられたように、ではきょうならきょう、もう出すか出さないかを決をとるのは非常に難しいのは重々理解しておりますので、少なくとも費用弁償が当初の議会の予算を超えてしまうおそれのある9月議会までには、この結論は出していきたいなというふうに考えています。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

次に、共産党さん、お願いします。

安道委員 うちの会派も、基本的に最初のおきに出したとおりで、今の状況からしたならば、やっぱりこれ撤廃していく方向というふうなことで示していくべきだろうと。今のお話もありましたけれども、この特別委員会が設置されていて、回数がふえているわけですね、実態としまして、ここの会についても。実際、前回は見ましたけれども、やっぱり特別委員会の費用

弁償が入っていたわけです。これがどんどん入っていくのだなというふうなことを実感しまして、やはりこれは補正を組むというふうなことはなかなか現実として難しい状況ですし、早く決めていくというふうなことで言うと、現実的には9月ごろまでには結論出していただければいいのだろうというふうなうちのほうでも思っています。

委員長 ありがとうございます。

次に、みらい市民クラブさん、お願いします。

山本委員 私どものところでも、基本的なうちの会派の方向性としては、費用弁償は全廃で構わないということです。ただ、合意形成に時間かかるだろうということで、最初ご提案するときに、長期のところ、定数と報酬とあわせて利用したらどうかということでご提案をさせていただいていたのが1つ。

あと、少なくともこの委員会については、もらわない方向を考えるべきであろうということの2点でご提供させていただいていたので、基本的にはその線でまともであればいいなというふうにも思います。だから、例規上、この委員会だけもらわないとかいうようなことが可能なのであれば、そこから始めればいいのだとは思いますが、そうでないのだとすれば、合理的にまともところで全廃するしかないということだと思いますから、これまでの事務局の説明であれば、合理的なところで全廃するという方向性になるのだろうというふうに思いますから、そういう方向で進めばというふうに思っております。

委員長 ありがとうございます。一応各会派の話は出しましたが、ほかにあれば出していただきたいと思えます。

横田委員 費用弁償なのですけれども、保守系としても、撤廃という方向は、そっちの方向で行っているのです。ただ、やはりいろいろ話ししていると、委員会で一回一回かかりますよね。ただ、この前、ちょっと今資料はどこかに何かあると思うのですけれども、ほかと比べてそんなにたくさんもらっているわけではもう既にないので、大分下がっていますよね。それは、これからゼロにしていくわけですけれども、だから今この議会改革の特別委員会、これやっているうちは、それが発生しても仕方がないのではないのでしょうか。将来、長い目で見て、入間市はゼロに、長い目で見ても近い将来そうなるのでしょうかけれども、もちろん、そういう形でいけばいいのではないのでしょうかという考え方です。ただ、これが長期ではなくて、多分中長期、すぐにそういう形になっていくとは思いますが、短期で今すぐということは必要ないのではないのでしょうかという考えなのですが。

山本委員 各派で合理的にまともところで落としどころがあるのだったら、それでいいのですけれども、ただ少なくともこの委員会の費用弁償がたくさん発生するような状況だけは余り好ましくないとしますので、この委員会を進めていく中で、合理的なところでやっぱりできるだけ早いところということだと思いますので、今のきょう決めろとか、そういうこ

とで言うのが無理なのは、私も客観的に見て承知をしていますから、きょうとか今月中に決めるとか、そういう話ではないと思いますけれども、合理的にできるだけ早いところでこれ結論出していかないと、事務局がご説明いただいたような例規上のロジックでいくのであれば、全廃するしかないわけだから、その部分についても前倒しで議論せざるを得ないですねという話ですよ。今の条例の中でただし書きか何かをつけて、議長が定めるところによっては支給しないことができるとか何か足すことで、ロジック回避できるのだったら、それだけ先にやった上で、あと長期でも何でもいいですけども、そういうことは余り望ましくないということでのご説明でありましたから、それでいくと、もうできるだけ前倒ししても、これ自体をどうしましょうという話をせざるを得ないということだから、できるだけ早いところで皆さんの納得いくところで、かつできるだけ早いところで決めてくださいということだと思います。別に今月中に決めろとか、1カ月以内だとかいうような話をするつもりはありません。

委員長 はい、どうでしょうか。

金澤委員 ないようでしたら。では、時間もあれですので、きょうのところは、皆さんの合意が早期の費用弁償全廃に向けた方向性というのは、多分合意はできたのではないかなと思うので、それで、ただしこれについては、ほかのものと違って、議員個人の報酬にかかわるものですから、当委員会として提案なのですけども、やっぱり全協なら全協で、全議員からご意見をいただくとか、アンケートをとるとか、例えば無記名のアンケートでもいいと思うのです、これ正直言って。なかなか言い出しづらいことです。ですから、無記名のアンケートなり、全員協議会で全員の意見を何う場を早急にもう設置するというところで、この委員会のとりあえず今回の結論という形で申し送ったらどうかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

山本委員 副委員長がおっしゃる線で私結構だと思っています。幸い招集日に全協が予定されていますから、もうそんなに考え込む話でもないと思いますので、もう9日の全協で話振ったらいかがですか。この委員会から議員の皆様へということでご提起されたらよろしいかと思います。それでいけば、最終日にまた全協あるのですか、わかりませんが、それでいけば会期中にけりつくのではないのでしょうか。そんなに何カ月も悩む話ではないと思いますので、9日の全協で投げかけだけをするのか、紙で配って回収するのか、あるいはもうそこでご議論いただくのかというのは、ちょっとまた考えなければいかぬのでしょうかけれども、いずれにせよ少なくとも投げかけは9日ですということに進められたらいかがですか。そうしたら、もうできるだけ早いところで結論出るかと思えますけれども。

委員長 ちょっとここで暫時休憩します。

午後 2時20分 休憩

午後 2時32分 再開

委員長 それでは、再開いたします。

先ほどに引き続いて、費用弁償についてを議題といたします。

先ほど全員協議会の場でやったらどうかというふうな案も出されましたけれども、皆さんの意向をある程度酌んで、議長のほうに話してみないと、この委員会で全協でやると決定するとかそういうのは、ちょっとできないと思いますので、正副委員長と議長とで話し合っ、その点についてどうするか、やっていきたいと思いますが、いかがでしょう。

金澤委員 私がお話ししたのは、この場合は単純に他に検討するだけではなくて、検討したことを、こう検討しましたと、こういう結論が出ましたということが決定する場だと私思っているのです。ですから、今のそのような状況で、こういう話が出たよというのを議長と話し合うのではなくて、私がお願いしているのは、全員協議会等で早急に全議員の意見を聞いて、早急に費用弁償の全廃に向けた検討をお願いしたいと、結論を出していただきたいという、それを特別委員会の結論とするということまでは、皆さんにきょう決をとっていただいて、まとめていただけたらと、そのままとまっていただけて、前向きな話になれば、それをもとに我々委員長なり正副委員長が議長と、こういう結論が特別委員会で出ましたよというのを話し合いすることはできましたけれども、何やらどこまで決まったのかわからない、あやふやな状態で話しするというのは、私はちょっとできないというふうに考えていますけれども、以上です。

委員長 そうですか。ご意見をお願いします。

山本委員 だから、今ここでざっと出てきて、合理的にできるだけ早いところで、全廃しようという方向性でのやんわりとした合意は、ここで、交渉会派でとれていると。お一人の会派が2つありますから、そこの意見は少なくとも聞かなければいけないだろうというのが1つ。

あと、各議員さんのご意見も聞いた上でということもあるでしょうから、その意味でいくと、全協なら1回で終わるだろうというのはあると思うのです。だから、できるだけ早期に廃止すべきであると、全廃すべきであるということでここではまとまったと、それを受けて、各すべての議員の意見を聞いた上で、廃止の方向で、できるだけ早く廃止をするという方向でご協議いただくというご趣旨で委員長、おっしゃっておられるのであれば、その線に進めていけばよろしいのではないのでしょうか。だから、副委員長ご懸念のように、生煮えで持って行ってしまって、どっちでもいいやみたいなのらえ方になるようでは、確かによろしくないと思うので、方向性つけた上でお任せする分にはやぶさかではないので、そのようにしていただければと思います。

委員長 いかがでしょうか。

横田委員 費用弁償の撤廃の方向性というのでは、確かにその方向で行っているのです。保守クラブとしてもそういう方向で行っているのですが、時期的な問題があるのと、時期、なぜそういう時期があるのかというのは、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、議員報酬との兼ね合い、費用弁償といっても、今1回1,000円ですよね。こんな言い方していいのかわからないですけども、1,000円ぐらい下げて、市民として1,000円ぐらい少なくして、そんなのはどうなるのよと、もっと下げるといふことにもしなるとすると、報酬まで下げていかないといけないようなことも起きてしまうのかなというところもひっくるめて、費用弁償をなくすのはいいのですけれども、なくしたら、あと今度は報酬を下げるという方向になっていくような気もするし、それどうなるかわからないですけども、その辺もあるので、費用弁償だけすぐぽつとやるのはどうなのかなというところがやっぱりちょっと懸念されるところではあるのです。ただ、いずれにしても大きな流れで費用弁償は撤廃しているので、それはそういう方向には行くと思うのですが、それが1つは気になるし、それでやはり報酬がもし絡んでくる、絡むと思うのですけれども、なってくると、議員全部に関係してくることなので、ここだけで完全に決めてしまうのはどうなのでしょうということがあります。それがあって、こことしては、撤廃の方向性は大体みんな間違いないので、そういう方向性ではあるけれども、撤廃しますというのになると、やはり議員報酬との絡みもひっくるめて考えたほうがいいのではないかなというふうに思うのですけれども。

〔(ちょっと暫時休憩して、暫時休憩) と言う人あり〕

委員長 暫時休憩します。

午後 2時37分 休憩

午後 3時01分 再開

委員長 会議を再開いたします。

正副委員長で議長と相談し、全協で皆さんの意見を聞くということで進めていきたいと思えます。当会では、方向としては全廃の方向の話が出ておりますが、皆さんの意見を忌憚なく聞くということでよろしくお願ひしたいと思えます。ということよろしいでしょうか。

〔(よろしい) と言う人あり〕

委員長 それでは次に、閉会中の継続審議の開催についてを協議願ひたいと思えます。

それでは、各会派より報告を願ひいたします。

横田委員 この閉会中の継続審議ということは、やはりいいことなのではないかなという感じなのですが、月1回程度ということで提案が出ていると思うのですけれども、保守系としては、特別委員会とか議運とかと同じように議決をして、委員長の判断というか、委員の提案でもいいのですけれども、必要な都度常任委員会に関しても開けるというような形に持っていった

ほうがいいのではないかなというふうにとらえています。決めてしまうのではなくて。

委員長 月1度と決めるのではなく、必要に応じて開いてもらって……

横田委員 ええ。必要だったら、2回でも3回でも4回でも。

委員長 次に、公明党さん、お願いします。

金澤委員 これについては、2通り整理して考えなければいけないと思っているのです。

1つは、先ほど今横田委員がお話しされたように、必要に応じてというような話、これは現実問題として、今でも協議会という形であれば、問題なくできる、各委員長の判断で委員会を開催することはできるわけです。ただし、政治的なというような議決云々の話になってしまうと、閉会中審査ということで、ちょっと問題があると、ですからその点は、じゃそれはそれでクリアしなければ、つまり通年委員会という形での継続、一々毎回毎回定例議会ごとに継続中審査ということを出さなくてもいいようにするように整理するのが1つと、その話と、それと今私のほうで、公明党として特にまず一番重要視しているのは、それはそれとして、それとは別に、月頭なら月頭、月末なら月末でもいいのですけれども、先ほど会議始まる前の話に出たように、執行部が行う規則要綱の改正、これについては、いろいろな各種補助金等が引き下げられたり引き上げられたりしているのは、全く議会に関係なく行われていると、大変それで影響を受ける市民の数がすごく大きいこともあった事例が今までかなりあるわけです。こういうものについて、全く議会が知らないということではなくて、しっかりといち早く情報キャッチするためにも、委員長がやるとかやらないとか、やる気あるないにもかかわらず、もう定例的に月1回、まずは最初は費用弁償がまとまらないうちは、協議会形式でも構わないので、きちんと月1回を開催することをもう定例づけて、その前月なら前月にあった行政の動きは、きちんと各委員会が報告を受けるという、そういうものを、義務づけるという言い方はあれなのですけれども、決めていくことが大事ではないのかなと。知っている議員だけが知っているという、知らない議員は全く知らないという情報の格差というものをなくしないと、議会全体としてのやっぱりボトムアップ、レベルアップというのはなかなかできないのかなという気がしているので、提案させていただいています。

そういう意味では、先ほど横田委員が言ったような、前者のほうも大事ですけれども、まずは後者に言った協議会形式でも構わないので、月1回の定例会を各委員会で開催していただきたいというふうに重ねて要望させていただきます。

委員長 ありがとうございます。

次に、共産党さん、お願いします。

安道委員 うちの会派でも、やっぱり継続的に行えるもの、それぞれ委員会で取り組んでいくというふうな課題などもあつたりしますから、それぞれ活発に常任委員会を進めていくというふうな点では、これから必要に応じて開くというふうなことは行っていく方向と。今おっしゃっ

たような、確かに条例なんかは出てきますけれども、規則要綱というのは私たちのところには入ってこないという点では、これ欲しい情報ではあります、本当に。ただ、それが月1回で必要なのかどうなのかって、そこのところはちょっとわからないのですけれども、そういった変更があったときには、その関連する委員会には伝えていくというふうな、そういったところはやっぱり欲しいです。

回数等は、ちょっとうちのほうではそこまでは詰めていませんけれども、そういった情報については、議員のほうに伝えていくというふうなところは、協議会でもいいと思います、やっぱり費用弁償の件もありますから。

委員長 ありがとうございます。

みらい市民クラブ。

山本委員 私どものほうも公明党さん、共産党さんがおっしゃられた線です、基本的には。所管事務調査ということで、行政側からの報告もそうだし、要綱規則のたぐいということでおっしゃられましたけれども、中長期の行政計画というの、これ議決議件から今外れていますから、例えば今だったら総合振興計画の後期計画であったり、行政改革長期プランの後期計画であったり、あと都市計画マスタープランみたいな、よそさんの例を見ていると、もう議決権の拡大ということで、条例つくっても議決権に入れてしまっているところも見えてきているのですが、それはまた中長期でご議論いただくということでなっていますから、少なくとも常任委員会で継続的な調査事項として、閉会中の所管事務調査の議決を行った上で、定期的に執行部との意見交換であったり、自主的な調査、研究、議論等、定期的にやっていくという線で動かしていきたいというのが私たちの意見です。

おっしゃられたように、当面は協議会にならざるを得ないのかもしれませんが、できるだけ早くその問題を解決した上で、きちんとした本節の委員会でやれるような状況を早く整備したいということをおっしゃられたように、最低月1回は要るだろうというふうに思っていますので、各常任委員会できちっとそういうふうな取り組める体制を急いでつくるといふことであります。

委員長 ありがとうございます。そのほかにご意見あれば、言い足りない点、補足の点あれば、出させていただきたいと思っております。

宮岡幸江委員 今お話では、以前から委員会をもっと活性化させなければということはおもうずっと出ている問題なので、ぜひそれはその方向でというか、今公明党さんからも出ました、やっぱりいろいろな要綱とか変わったときに全然わからないのです、私たちには。ですから、ぜひそういうものはあったほうが良いなと思っています。

金澤委員 重ねて恐縮なのですが、今、この間皆さんで合意できた庁議録、つまり4週あるわ

けですよね。4週のみ基本ベースにして、それを基本に説明会、まず説明を執行部からしていただくと、そうすると1カ月間の、前月なら前月1カ月間の執行部の行政の動きがわかる、基本的に重要なことは全部庁議にかけて最終決定されますので、執行部の動きは全部、基本的にはわかってくるというのがありますので、まずその説明報告会という形から協議会を月1回開催させていただければなど、そういうふうに思います。その中でわからないこととか質問等があれば、意見交換もしてもいいですし、またそれ以外に時事的な問題、突発的な時事の問題、例えば都市経済でいえば、お茶の放射線量の測定の問題とか、そういうような問題も月1回ぐらいあれば、それなりにタイムリーに話し合いができるのではないかなというふうに考えていますので、何とか皆さんのご理解いただけたらと思います。

委員長　ほかに意見あればお願いしたいと思います。

山本委員　これ始めていく上では、1ステップ目として、そういう方向で進んでいくということであれば、それはありだと思っています。当然それでやりとりをして、そこで終わってしまったら意味がないわけで、そこからさらに議会自身で考えていくようなことがあるのであれば、そこからさらに自主的に調査をしていくとか、対案を出すとかいったようなことにまでつながっていくような形で展望していく必要があるのかなというふうに思っておりまして、その意味では、うちのほうで行政計画とかで申し上げましたけれども、要するに議会の側としては、市民の声、それぞれ聞いて上がってきているわけだから、うちの委員会としてはこれ、では例えば障害者福祉計画だとか高齢者福祉計画、それぞれの委員会の中で持っている計画というのはありますから、地域防災計画とかそういった部分でいろいろな動き、政策的な動きの協同的な研究であったり、一致できるところでその対案をつくってみるとか、提案をするとかいったようなところまでつながるような形でぜひ展望いただければなということも申し上げておきたいと思います。ただ、一遍に全部やれと言っても、できないと思いますから、まずは副委員長おっしゃられた線からスタートするにしても、そこでとまってしまうとちょっともったいないという気がしますから、そこからさらに皆で持っていけるような形でやっっていこうということで進めていただければというふうに思います。

委員長　ほかにありますか。

横田委員　副委員長おっしゃられたように、庁議録とかそういうやつ、どんどん、どんどん出してもらって、勉強、議員が知識をアップさせていくということは必要なことなので、継続審査とか、そういうのをやることは必要だと思うのです。月1回というふうにこだわる、常にできるような状況にしておいたほうがいいのではないかなと思うのですが、やはり月1回というのですか。

金澤委員　というのは確かにわかるのです。でも、4週あって、庁議録、報告する内容がないということはないのです。大体あるのです。それプラス、では逆にそれこそ必要なときと言って

しまうと、実際問題、第一何曜日と第1月曜日の午前中と決めておかないと、委員の日程調整だけでも、来月やるかやらないかわからないとかなったら、調整大変ではないですか。あとは、職員の、執行部なら執行部の予定も入れるのも大変ではないですか。だから、もう決めておけば、もう1年間びしっともう出るわけです。ただし、難しい場合は再調整、微調整しますけれども、だから決めておかないと、なかなか委員全員の出席者の日程調整だけが本当に委員長、副委員長が大変になってしまうので、まずは決めると、それぞれ委員会が同時でいいのか、それともやっぱり第1月曜日、第1火曜日と第1水曜日、できれば日にちをずらしていただいたほうが、ほかの委員もほかの委員会の報告会に協議会に出られますよね。そういう意味でまずは決めておくこと。本当に必要ないなとし万が一になったら、直前、3日前でも5日前でも中止の報告を皆さん流せばいいわけでしょう。それでもいいのですけれども、まずは決めかなと思います。

委員長　ほかにありますか。

山本委員　必要なときに開けるといったら、開かないと思う、多分。最低月1回は集まりましょうということでスタートするわけだから、それは定例にしておいたほうが良いと思います。副委員長おっしゃったように、予定入れてしまったりするでしょうから、どうせないと思ったら、入れてしまうわけだから、皆さんそんなに暇していませんから、そう考えると、この日は必ずあけるといことなのでしょうから、決めておくということなのでしょうね、やっぱり。最低月1回は開きましょうということなのだろうなというふうに思います。副委員長おっしゃるように、そういう開き方をする以上、議案がないということは多分考えられないというふうに思いますので、当然会期中とか調節しないといかぬ部分の月は出てくるでしょうから、その部分はフレキシブルにやるとしても、おおむね毎月第何何曜日は開くのだというのは、各委員会で決めておかないと、形骸化してしまうかなという心配をむしろしてしまいます。だから、決めたほうが良いと思います。

安道委員　私も同感です。先ほどもありましたけれども、これまでも必要だ必要だと言われて、現実のものになってこなかったというのは、やっぱりそういうふうに明確に日程等々も定めてこなかったというふうなことだったと思うのです。ですから、やっぱりきちんとかうやって決めていけば、前に進んでいくのではないかと思いますので、そういう方向で取り組むのがいいのではないのでしょうか。

委員長　ありがとうございました。ほかにありますか。

例えば福祉教育とか、結構頻繁に開きそうな委員会もあるし、またそうでない委員会もあるし、だからその委員会によって2回開くとか3回開くとか、定期的に、そういう委員会もできてくるのではないかという気もするのですが、そういうのは委員会に任せるとい方向はどうなのでしょう。

山本委員 中期で提案させていただいているのですけれども、多分これ実際にやり始めたら、福祉教育委員会、相当の分量になると思います。毎週やるようになるのではないのでしょうか、多分。それぞれの所管課で、恐らく要綱や規則の改正で各委員さんや議員さんが興味持たれる部分というのは、その委員会の所管分野でしょうし、なおかつ行政計画についても、政策ベースの行政計画を抱えているのも、その所管委員会が一番多いわけですから、福祉だけで3つ、4つあるわけですから、それで考えていくと相当な分量になるので、中期の部分で所管がえを検討せざるを得なくなるだろうというふうに予想はしていますけれども、基本的に開く回数は当面委員長さんのご判断、委員会での合議で決めていただくとしても、最低月1回は開きましょうということなのでしょう。それで、もう手回らないという話になれば、所管がえせざるを得ませんから、そういう方向になっていくのだろうというふうに思います。だから、開いても開かなくてもいいという形は避けたほうがいいかと思しますので、たとえ庁議の議案がなかったとしても、委員同士の自由討議なりなんなり、やるべきことは出てくると思いますから、最低月1回はみんな集まるのだということで決めてしまってよろしいのではないのでしょうか。

〔(暫時休憩してください) という人あり〕

委員長 暫時休憩します。

午後 3時18分 休憩

午後 3時26分 再開

委員長 会議を再開いたします。

場合によっては、ない場合もあるかもしれないという、失礼しました。

次に、委員外……

〔(いや、ちょっと、皆さん決、それで) という人あり〕

委員長 それでよろしいですか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 異議なしということでございますので、進みたいと思います。

次に、委員外議員の委員会発言要件の緩和について、協議願いたいと思います。

それでは、各会派より報告をお願いいたします。

最初に保守系クラブ。

小島委員 今までどおりの形式で、あと委員長の判断によって決めていただくということではよろしいのではないかとということで、簡単にこの辺はちょっと……

委員長 質疑は1回で、わからない場合は委員長が問いただすと言っては変ですが、わからない、補足を聞いてもいいということですね。

小島委員 うん、ということで。

委員長 次に、公明党さん、お願いします。

金澤委員 今小島委員がお話しされたのと同じです。2回がいいのか、3回がいいのか、4回がいいのか、もうこれは切りがありませんし、基本的には各参加している委員の熱心な議論がまずは重要ということで考えています。ただし、せっかく1日1委員会というのを決めた以上は、これ委員外議員の発言も重要視しなければいけないと、ただし時間的にも制限がありますので、委員長がしっかりとその職責を果たしていただく上で、委員が質問した内容にかみ合っていない、きちんと答えていないということであれば、執行部に対し、再答弁を求めるということをしっかりと委員長の責務とするということを決めていただければというふうに思います。

一番問題なのは、委員長がしっかりとその職責を果たせないということが問題なので、それについては、やっぱり委員長の自覚が重要だというふうに何よりも考えます。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

共産党さん、お願いします。

安道委員 今ありましたけれども、これまでもこの話が出てきていたと思います。うちの会派としても、委員外議員の発言を保証していくというふうなことでは、要件を緩和させていく方向で検討したほうがいいのではないかと。

ただ、さっきもありましたけれども、2回がいいのか、3回がいいのかというふうなことになってきますと、その辺のところはちょっと回数については出てこなかったですけども、しかし再質疑できるようなことはちょっと保証していいのではないのかなというふうなことでは、少数会派もありますし、そういった点では、今の1回きりというふうなのではなくて、緩和をとということでは出てきました。

委員長 みらい市民クラブさん、お願いします。

山本委員 少数会派のうちの提案でございまして、正直言って1往復で再質疑ができないというのは、何度もやった者として、実感として非常に使いにくいです。せめて再質疑ができる状況に、できれば即決議案での本会議質疑と同様に、3回まで認めていただけるとありがたいということは申し上げておきたいと思います。というのは、厳格に通告制度をとっていますから、質疑についても事前に全部かなり細かいところまで通告をしてからお出ししている状況なので、聞くことは決まっていますので、出す側としても、そんなにのべつ幕なく全部通告をするようなことは、過去、私も含めてやっていないと思いますので、極めて限定した要件について、どうしてもここだけという話でご提案させていただいて、基本的には委員さんの質疑のほうが優先であるというルールの中でやっていますから、その部分でいけば、どうし

でも聞きたいことということでお出ししていて、基本的に委員さんの質疑のほうで重なれば質疑しませんから、項目として出てきて、あらかた出てしまえば、極めて限定的、抑制的に現実やっていますので、その中での話なので、答弁が不十分であったり、そういう部分について、自分で問いただす機会はずいぶん与えていただきたいし、もちろん委員長に再答弁求めるとかいうやり方もあるのは理解はしますけれども、できるならば委員外議員本人の立場で再質疑、再々質疑ぐらいまでできるのを認めていただきたいということでもあります。委員出していない委員会がありますので、そういった部分で、極めて限定的な中でも、やっぱり議事には参画をしたいというのがありますので、ぜひその辺はご理解をいただければというふうに思っております。

委員長 ありがとうございます。ほかにご意見があれば、お願いしたいと思います。

保守系クラブさん、公明党さんは1回ということで、共産党さんは2回。

金澤委員 ちょっといいですか。

委員長 はい。

金澤委員 なぜ私、公明も当初は3回ぐらいまではいいのかなというふうに考えていた時期もあったのですけれども、よくよく考えると、では3回に決めました、では3回すつとばけた答弁されたらどうするのかと、そうですね。3回かみ合わない答弁をされたら終わってしまうわけです。では、2回がいいのか、3回がいいのか、わからなくなってくる。それよりも、実際そういう執行部いますから、だから何よりも大事なものは、かみ合うことが大事だと思うのです。かみ合うこと。それを何回かと決めるよりも、きちんと委員長が判断をして、ちゃんと答えていませんよと委員長が指示をする、執行部に対して、やっぱり議事整理の中でしていくことが大事なのかなというふうに考える。だから、まず今現状の1往復できちんとそれこそ通告も丁寧にされているということであれば、なおさら委員長が通告の内容を事前にしっかりと読んでおくというふうにしておけば、かみ合うようなこともできるのかなというふうに思っています。

なお、つけ加えさせていただくと、今言ったように、委員長の力量の問題もあるので、場合によっては1歩譲歩して、委員外議員が委員長に対して、答弁が終わった後、今のはかみ合っていないと、答弁が1回ちゃんと質問したのに、質問、答弁ができていませんという1回目の質疑に対する不足分を要請することは、そこまでは、1回目の質疑はかみ合わなかったわけですから、それを委員長が判断できなかったということであれば、それは要請するまではいいのかなと。委員長が、いや、それ答えたはずですよと、だからその意見に納得しないだけでしょうというふうに考えるかもしれない。それは、委員長の判断として残しておくのかなと。そうしないと、再答弁不足不足で、どこでも切りがない話だから、再答弁求める、どうして、どこの部分が足りなかったのかを委員長に申し立てるといふところまでは、

まだ公明党としても譲歩できるのかなという気はします。

以上です。

委員長 ほかにありますか。

山本委員 おっしゃっていることはよくわかります。相当のご配慮であろうということで理解をします。ただ、その議事整理の部分自体については、これは質疑の回数以前の問題であって、たとえ1回であっても3回であっても、その部分の議事整理は、委員長、最低限やっていただかないと困る話だと思います。それは、それをちゃんとやるから、1回で辛抱しろと言われてしまうと、話がつながってしまうと、ちょっとあれという感じが、委員ゼロ人の会派としては、その部分はちょっと、小さいのだから辛抱しろと言われてしまえばそこまでなのだけれども、そういう部分と、おっしゃることはよくわかるのだけれども、その部分はそれ以前の問題だと思うので、それはそれでやってもらわなければいかぬ話だから、それは委員さんにとっても同じことだと思うので、それはそれで、委員長さんのほうでやっぱりそれは鋭意やっていただかなければいかぬ話だなということです。

現実、おっしゃるとおり、1回で答弁が出れば、それ以上聞くことないわけだから、相当細かく質疑、通告しているわけだから、ちゃんと出れば、それは3回の権利があったとしても、やみくもに無理くり3回質問しなければならないということではありませんから、そういうふうな使い方は私もやってきていないし、やろうとも思いませんから、無理くり3回全部使い切る人が出てきて、時間が遷延する、延びてしまうということでもしご懸念なのだとしたら、そのご懸念は当たらないのかなという気がします。極めて限定された、もうあらかじめ出した項目について、一括質問で、一括答弁で3回ですから、そこまででしかできないわけだから、3回にしたとしても、今1往復で終わりですから、その部分でいくと、もう一歩いただければなというところであります。

委員長 ほかにご意見ありますか。

宮岡幸江委員 私は、今金澤委員が言ったように、ある程度、委員長はそれなりの議事運営をしっかりとやっていく中で、委員外議員の方は1回の質問で、それにかみ合っていないければ委員長からそれは説明者、答弁者に話すということで、私はそれで本当の委員のほうの話し合いを十分していただくような形をもっとしていけばいいのかなと思っています。委員外議員で、そういうふうに聞いていって、なるほどと納得できるような委員会にしていけばいいわけで、ではないのかしらと思うのですけれども。

安道委員 おっしゃるとおりだと思います。まずは、委員会で十分に審議するわけですね。それで、さらにあるというふうなケースの場合だと思うのです、やるのは。確かに委員会に所属できないような状況もあつたりもするわけですから、そこで十分に審議した上で、さらにあるというふうなことについては、きちんと質疑、そういったことを保証していくというのは、も

っとその委員会をさらに内容も深めていくことにもなるわけですから、そこは再質疑も保証して、そういったケースも出てくると、十分に答え切れないようなケースも出てくるおそれもありますし、再質疑を保証していくというのは、せっかく質疑をきちんと確保していくというのであるならば、そういったこともやっぱり広げていったほうが良いというふうに考えます。

宮岡幸江委員 委員長がかみ合っていないので、もう一回答弁ということは、委員長のほうに求める。だから、委員外議員は1回でということ私思っています。

安道委員 ですので、だから所属できないような委員会もあつたりというふうな現実もあるわけですから、委員外議員として入ってきて、全部を聞いた上でさらにあればというふうなことでの内容になってくるわけですから、それは再質疑も含めて取り入れていくというのは、委員会にとってもいいことだと思います。

〔(ちょっと暫時休憩しません) という人あり〕

委員長 暫時休憩いたします。

午後 3時39分 休憩

午後 3時58分 再開

委員長 会議を再開いたします。

委員外議員の発言については1回とし、不明な点は委員長がこれをただすということよろしいでしょうか。

〔(ちょっとすいません、確認ですけど、ちょっと今の……) という人あり〕

委員長 そのような……

〔(まだ1点、確認、いいですか) という人あり〕

委員長 はい、どうぞ。

金澤委員 今もう一度ただすというときに、委員外議員が1回目の質疑に対して、答弁が不十分だ、足りていないと、漏れているということの申し立てを委員長に申し立てをして、委員長がそれを妥当と認めた場合に、再質疑としてただすというこのルールを決めるということよろしいですね。

委員長 そのように決定してよろしいでしょうか。

〔(委員長が、ただすということですか) という人あり〕

委員長 委員長がただすと、はい。

では、その場合は委員長に、ちょっとこの点が不足だからということで、委員外議員の人が言っていたら、委員長がそれをただすということで、含まれているということになれば、

委員長はその場で、いや、そのことは入っていますから、以上で終わりますというふうなことでやっていただければいいということによろしいでしょうか。

〔(はい) と言う人あり〕

委員長 では、そのように決定させていただきます。

次に、市民アンケートの実施についてを協議願いたいと思います。

それでは、各会派より報告をお願いいたします。

小島委員 保守系クラブとしましては、しない、単刀直入に言えば、改革のほうではしないと。というのは、市のほうでことしも3年に1遍アンケート調査があって、2項目ぐらい議会に対するアンケートが入るのではないかというお話も聞いていますし、それについて上がってきたことに対してをもむことに対しては、よしとしますけれども、実際にアンケートを特別委員会にとるとということに対しては、反対というか、やらなくていいということをお願いします。

委員長 次に、公明党さん、お願いします。

金澤委員 公明党入間市議団としては、市民アンケートは必要であるというふうに考えています。ただし、その内容、時期、予算等については、いろいろな問題点もあり、検討事項も多々あると思いますので、これも時期については、この議会改革特別委員会の検討の重要な参考資料、参考数値になると思いますので、できるだけ速やかに市民アンケートをすべきということで、基本的にはこれもワーキンググループに落として検討を進めるべきというふうに考えています。

委員長 ありがとうございます。

次に、日本共産党さん、お願いします。

安道委員 うちの会派でも検討しました。市民アンケートについては、いずれ必要であろうというふうなことにはなったのですけれども、ではいつかということではいいですと、段階として、今正直言いまして、この特別委員会もなかなか進まないような状況というふうな段階でいいですと、ではアンケートをとるとということについても、アンケートの内容についてもかなり紛糾することになりますし、私はもう少し時期を見て、この委員会の方向性も定まって、一定のものも出てきた段階でやっていくというふうなことで、今ちょっとこのアンケートというのは難しいのではないかというふうな結論となりました。

委員長 ありがとうございます。

次に、みらい市民クラブさん、お願いします。

山本委員 私どもとしましては、当初ご提案申し上げたとおりで、一定の統計的手法できちっと市民の意見をデータとして網羅的に把握をするということをした上でないと、中長期の議論は恐らくできないと思います。その意味では、基礎的な調査資料として手元に置いておく必要があると思いますので、できるだけ早い段階で、当然質問の項目であったり、その項目の作成

から、だれがやるかという部分まで含めて一応検討した上で、合理的速やかにやらないと、これ出口でやっても意味がありませんので、本当ぜいたく言えば、入り口と出口でやるレベルの話ですから、基本的に2回はなかなか財政的に難しいとしても、今年度中に少なくとも1回はやらないと、中長期の議論をするときに、やっぱり市民の声というのをちゃんと土台に置いた上で議論する上で必要な資料だと思っております。

市民意識調査のレベルでやれば、178万円かな、予算計上されていますけれども、あれが3,000サンプルでしたっけ、2,000サンプルだったかな、その規模でやるかどうかはあると思います。大体300サンプルから1,000サンプルあれば十分。回収できるのが300サンプルあれば、統計としてある程度成り立つというふうにも聞きますから、だったら発送するのを例えば1,000サンプルにするとかすれば、郵送代は落ちてきますし、出せる費用と見合うところで、統計的な手法でやってはどうかと。追加的に議員が個別に回って集めてくるとか何かいうような部分があるとすれば、それはまた別個、例えば集計紙の色を変えとかいう形で分離集計するような形でやればいいのかというふうには思っております。ただ、いずれにしても、最低限統計として集めてくる分については、中長期の議論する上で必要だと考えております。

委員長 ありがとうございます。それでは、そのほかにご意見あれば、出していただきたいと思えます。

横田委員 アンケートをとるにしても、どれだけのどういう人たちにとるかというのが非常に難しいなと思うのです。ほかに質問の内容とかもそうなのですから、ある程度、どういう質問するかにもよるのですけれども、答えが読めるのもあるのかなとか、例えば議員報酬をどうするかとかという、どういう答えが返ってくるかというのをある程度わかると思うのです。そういうがあるので、本当の声をとるには、結構やっぱりそれなりのお金をかけて調査しないと難しいのではないのかなというのにはちょっと感じるのです。ある程度もう簡単なあれだと、ある程度の答えは読めてしまうと言ってはちょっと言い方あれかもしれないですけども、大体こういう答えが返ってくるのではないかなというのわかると思うのです。なので、そこまでやらなくても、議員がそれぞれ議員活動して、いろいろな人たちと接しているわけだから、そういう人たちからいろいろ話を聞いて、それを生かしていけばいいのではないのかなと、アンケートがもしそのまま議会の改革をするのだとしたら、議員は要らないので、直接アンケートを執行部のほうに渡して、そういうふうにやってもらうとかということになってしまうのではないのかなという感じはするのですけれども。

山本委員 調査の対象は、無作為抽出だと思っております。統計的手法と申し上げました。ただ、いろいろな識別の方法は考えられますけれども、例えば性別と年齢層と、あと地区の人口割みなどいところまでは折り込まないと、市民の広い範囲を統計としてとってくるときにやっぱり

偏るかなというのはあるから、そのぐらいの階層で住民基本台帳のところ、選挙人名簿とかでもいいのかもかもしれませんけれども、公的なデータから無作為に抽出、そういう割り方で、宮寺地区の20代の男性は、では5サンプルですとかと、そういう人の中から無作為に5人とってくるというようなとり方になるのだと思います。そういう形でやっていくのになるのだと思います、統計ですから。全体として何百サンプルとるかという部分は、これもう財政上の問題との相談になると思います。一定のお金はかかります。かけないととれません、それは。往復の郵便代だけでもそれだけかかるのだから、かかるものはかかります。ただ、これけちったらいかぬのだと思います。かかるものはかかるのですから、そこは。

ただ、おっしゃっていたように、予想されると、確かにそうです。ただ、予想されるとはいっても、トレンドの触れ幅というのがありますから、よそさんでとっている項目とある程度合わせてあげることで、合わせた形でつくることによって、他市比較は可能です。もう先行的にやっておられる自治体が幾つもありますから、議会としてアンケートをとられたという。大体同じ項目で聞かれているケースが多いです。多分他市比較とるためだと思うのですけれども、そういった手法でいけば、微妙な触れ幅にはなると思います、基本的なトレンドは変わりませんから、そんなに。だからいいのだということではなくて、その微妙なトレンドを読み切るといことがやっぱり求められるのが1つと、あと市民の声をちゃんと聞いてやっているのだよということが一番大事なのだと思う、プロセスとして。私たちがもちろん、おっしゃるように、議員が個々に背中に受けている民意があるのだから、聞いてくればいい、それ一つの考え方で、それは否定はしません。ただ、これは他市の例を見てもそうだし、私が市民と接していても思うけれども、22人の議員、だれとも接していない市民が一番多いはずで。私たちが探して話をして会いに行ける人は、私とコンタクトがとれる人なわけですから、その部分でもう偏りあるでしょう、そういう意味では。15万人いて、有権者が12万1,000人いる中で、選挙に来る人が大体4割でしょう。その中で割れてくるわけでしょう。それぞれの手元へとっている人の中でも、会ったこともない人に入れている人が相当いるということを見ると、私たちが目に見えて、じかに会って話聞ける人の範囲って、相当限られると思うのです。そこだけをもって私たちのまちの民意だととるのは、ちょっと無理があるかなという、だから無作為抽出で、そういうだれとも接していない人のところにも行って、そういう調査のお願いが届くような形で回収してこない、データにはならないよねということだと思うのです。

議会の執行部側の項目で2つか3つ入っているのは入っているのですけれども、その項目だけで多分判断つかないと思います。もうちょっと細かく聞くべきところというのは幾つもありますので、それはそれで、もうそれも議会は単独でアンケートをとらざるを得ないということだと思っていますので。

金澤委員 ちょっと、では時間もあれなので、休憩とるなら休憩とるでいいのですけれども……

委員長 暫時休憩でお話ししていただければ。

金澤委員 では、暫時休憩、宣言してください。

委員長 暫時休憩。

午後 4時10分 休憩

午後 4時26分 再開

委員長 会議を再開いたします。

それでは、アンケートについては、予算も含めいろいろな問題がありますので、今後とも検討していくということでやりたいと思います。

また、1年終わったあたりでは、議会報告会を兼ねて市民のご意見を何うような機会をつくっていきたいと思っておりますので、そのように決定させてよろしいでしょうか。

いいですか、それで。

金澤委員 それにあわせて、時期のタイミングの問題があるのですけれども、議会改革特別委員会の中間報告をするためのワーキンググループを秋なら秋の時点で1回、9月議会以降に立ち上げて、ちょっとある程度時間かけないと、なかなかすぐにやって、ぱっと発表するというわけにいかないの、ワーキンググループな形にして、そういう内容を詰めるとか、やっぱりある程度先に公民館押さえたりとかというの、予定も押さえなければいけません、早目に。そういうようなことを打ち合わせするものをつくったほうがいいのかなというふうには提案させていただきます。

委員長 そういう案が出ましたが、どうでしょうか。

小島委員 確かにいいと思います。1つ多分入っていると思うのですけれども、今までやった改革のことも入れるべきであって、新しい、これから先のことだけではなく、過去のことも入れてほしいというのは思います。

委員長 一問一答とか、そういうこと。

小島委員 うん、そう。

委員長 ほかにございますか。

議会事務局主幹 今の広報の関係なのですけれども、事務局担当のほうでは、広報委員会、たまたま委員長もおられますけれども、例えばどこか1年ぐらいの中期が終わったぐらいの段階とかで議会改革の内容、どのようなことが決まったか、瑣末なことは別としても、重要なポイントだけでもホームページあるいは議会だより、こちらに掲載していく方向で広報委員長というか、広報委員会のほうで検討していただくような道筋がいいのかなとは事務局内では考えております。

以上です。

委員長 ありがとうございます。広報については、そういうふうな、この委員会とはまた別にここで決まったことについて、いろいろ広報していくというか、広報活動していくということですね。

金澤委員の発言はありましたが、ちょっと今まだ聞いただけなので、秋口にどうするかとか、そういうふうないろいろな内容も出てきましたが、各会派で持ち帰りで検討していただいて、出して、次に出るか、その次に出るかまだわかりませんが、考えておいていただきたいということによろしいでしょうか。

〔(はい) という人あり〕

委員長 それでは、一応以上できょうの内容については終わりましたが、その他ということでは何かございますか。

〔(事務局は) という人あり〕

委員長 事務局、何かありますか。特別なし。

〔(次回の日程、次回の……) という人あり〕

委員長 次回の日程は、6日11時から協議会を開きたいと思います。いいですね。

〔(はい) という人あり〕

委員長 議運の終了後に協議会を開きたいと思いますので、よろしくお願いします。

〔(その次ぐらい決められないんですかね) という人あり〕

委員長 その次がまだ決まっていなくても、6日の日に。

〔(ちょっとその6日の次ぐらいまで日付言ったほうがいいな。今決まんないって言った) という人あり〕

委員長 うん。今ちょっとごめんなさい、手帳を持ってきていないので。

〔(会期中ですか、その次の日というのは) という人あり〕

委員長 そうです。会期中になると思います。6日の次はね。

〔(決まってるよ) という人あり〕

委員長 決まっていたか。

〔(あれ広報で、6月とかじゃ広報で何か入ったよ) という人あり〕

委員長 14日。

〔(これは、決まっていらないんですけど、その辺で……) という人あり〕

委員長 14日は総括の日か。

〔(総括終了後) という人あり〕

委員長 では、総括終了後、委員会を開くということで。

〔(何が。書いてないよ) という人あり〕

委員長　いえ、一応14日の、ちょっと私が調べさせてもらったときに、定例会の中でできるときはいつがあるかと考えたら、総括の日は大丈夫かなというふうな内容なので、結構詰まっているのだよね。あれがと言っては変だけれども、交通対策と基地対策が開きたいというふうな内容もあるし、ですから……

金澤委員　聞いたのは、6日に開いて、では次14日やりますって、6日は話し合うのはいいのですけれども、14日に、では何を話し合うのかを聞き、ある程度固めて絞っておかないと、6日から14日の1週間しかないのです、では会派で検討するも何も、決まらないではないですか。だから……

委員長　6日から14日にあれなのですよね、開会日なんかあるから、だから会派で集まる機会があるから、6日の日に発表ということによろしいですか。6日。

金澤委員　いいですけれども。

委員長　きょうが3日だから、月曜日。

金澤委員　それはいいです。

委員長　時間も結構かかっていますので、6日の日に協議会ですが、そのときに14日にやる内容について決めていきたいと思います。ほかになれば、これで終了させていただきたいと思います。よろしいですか。

〔(はい) という人あり〕

△ 閉会の宣告 (午後 4時33分)

委員長　それでは、これをもちまして議会改革特別委員会を閉会いたします。
本日はご苦労さまでした。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

議会改革特別委員会委員長 駒 井 勲